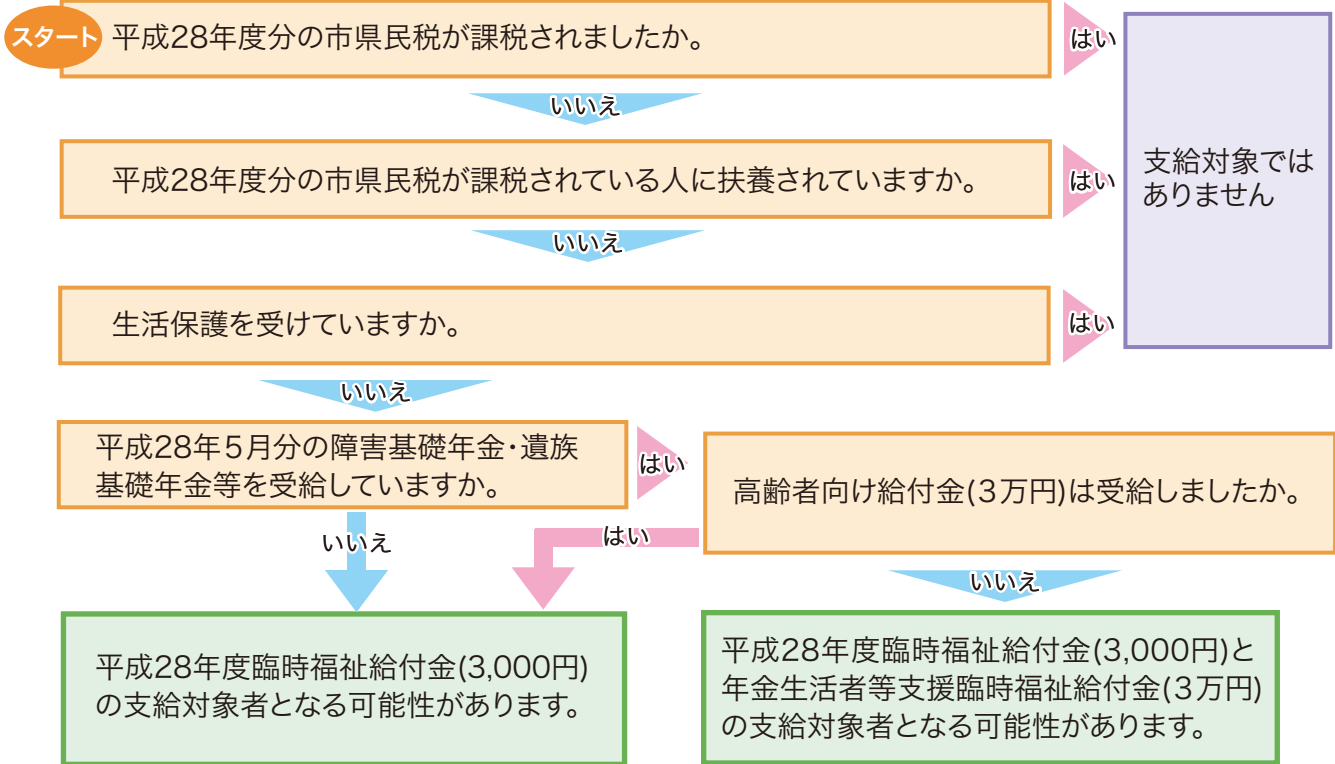


あなたは支給対象者？ 対象者診断チャート ※このチャートは一般的な場合を想定しています。



ここが知りたい！ 臨時福祉給付金・年金生活者等支援臨時福祉給付金Q&A

Q 自分に市県民税が課税されているかどうかは、どうすれば分かりますか。

A 次の場合には基本的に市県民税が課税されています。

- 自分の市県民税の納税通知書が届いている場合
- 自分の給与支給明細書の「市県民税」の項目に課税額が記載されている場合
- 自分の給与や年金の収入が下表の非課税限度額以上の場合(控除内容などにより非課税限度額は変わります)

給与所得者

区分	非課税限度額 (給与収入ベース)
単身	96万5,000円
夫婦	146万9,000円
夫婦子1人	187万9,999円
夫婦子2人	232万7,999円

公的年金等受給者

区分	非課税限度額 (年金収入ベース)	
単身	65歳以上	151万5,000円
	65歳未満	101万5,000円
夫婦	65歳以上	201万9,000円
	65歳未満	159万2,000円

Q 基準日の翌日以降に津市へ転入しました。今回の給付金の申請はできますか。

A 平成28年1月2日以降に市外から転入した人については、平成28年1月1日現在で住民登録があった市区町村へお問い合わせください。

▶▶▶ 問い合わせ ◀◀◀

津市臨時福祉給付金窓口専用ダイヤル【来年1月31日📅まで】

☎229-3397(8時30分～17時15分) ※土・日曜日、祝・休日を除く

厚生労働省の相談窓口専用ダイヤル【来年3月31日📅まで】

☎0570-037-192(9時～18時)

※12月18日(日)までは無休。12月19日(月)以降は土・日曜日、祝・休日を除く

